

カルテ等の開示を希望される方へ

当院では、患者様が自分の病気について深く理解された上で治療に専念していただけるように、患者様からカルテ等診療記録の開示の希望があった場合には、治療効果への影響やプライバシーの保護等について支障が生じないことを確認した上で開示をしております。

ただし、診療記録の開示にあたっては、刑法上の守秘義務及び個人情報保護法がありますので、厳密な書類上の手続きが必要となります。

開示を希望される方はこの案内をご覧ください、必要な書類をご持参の上手続きされますようお願いいたします。

1.開示を申請することができる方

- (1)満 15 歳以上の患者様ご本人（ただし、成年被後見人等を除きます。）
- (2)患者様の法定代理人（親権者、後見人）
- (3)実質的に患者様のお世話をしている親族またはこれに準ずる方

※ただし、(2)(3)において、患者様が満 15 歳以上の場合は、成年被後見人等を除き、患者様の同意が必要となります。

2.申請の手続き

- (1)申請される方は、診療情報提供申請書にご記入の上、必要な書類を添えて提出していただきます。
- (2)申請書を受理後は、開示しても差し支えがないか等について病院として検討をさせていただきますので、決定までの間お待ちいただきます。
- (3)決定後申請者あてに開示の可否について連絡いたします。
- (4)開示を行う場合は、申請されたご本人に行うことになります。

3.開示ができない場合

次の場合は開示ができないこと（一部開示ができないこと）がありますので、あらかじめご了承ください。

- (1)患者様の心身状態や治療効果に悪影響があると予想される場合
- (2)紹介状など第三者から得た情報が含まれており、当該第三者の理解が必要な場合
- (3)開示することにより患者様及び関係者の権利、利益または生命の安全を損なう恐れのある場合
- (4)治療目的でない診断に関する診療記録である場合
- (5)保存期間を過ぎた記録に関する場合

診療録	最終受診日より 5 年を経過したもの。
画像記録	最終撮影日より 5 年を経過したもの

4.申請書の提出の際にお持ちいただく書類

情報開示の申請をされる方の区分により、必要な書類が異なります。

(1)満 15 歳以上の患者様ご本人（ただし、成年被後見人等を除きます。）

⇒ 書類 A

(2)患者様の法定代理人（親権者、後見人）

⇒ 書類 A、書類 B の両方

ただし、患者様が満 15 歳以上の未成年者の場合は、成年被後見人等である場合を除き、申請書の該当欄に患者様のご本人の署名捺印が必要となります。

(3)実質的に患者様のお世話をしている親族またはこれに準ずる方

⇒書類 A、書類 C の両方

この他に、患者様との関係を証明するものの提出をお願いする場合があります。

書類 A

申請する方がご本人であることを証明できる顔写真・生年月日がある書類
(運転免許証、パスポート、公共機関発行の証明書等)

書類 B

戸籍謄本（抄本）、住民票、家庭裁判所の証明書等、法定代理人であることを証明できる公的な書類

書類 C

患者様ご本人の同意書、委任状

- ①患者様ご本人が成人で合理的判断ができる方の場合 同意書（申請書の該当欄に患者様ご本人の署名捺印が必要です）
- ②患者様が満 15 歳以上の未成年で合理的判断ができる方の場合 上記①の同意書と患者様の法定代理人の委任状が必要です。
- ③患者様が 15 歳未満の場合もしくは判断能力に疑義のある方の場合 患者様の法定代理人の委任状が必要です。

5.カルテ等の開示を行う場合には、次の料金が必要となります。

- 1.カルテその他の開示基本料金 500円(消費税及び地方消費税別途)
- 2.カルテその他文書の複写料金 10円/1枚(消費税及び地方消費税別途)
- 3.郵送の場合、書留等を用い情報の保全に努めます。この場合郵送料金(書留料金を含む)は開示請求者のご負担となります。

医療法人社団紫雲会
千葉南病院 院長

平成24年4月1日